

大和市重度身体障がい者訪問入浴サービス事業の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

大和市長 大 木 哲

## 大和市規則第25号

### 大和市重度身体障がい者訪問入浴サービス事業の実施に関する規則の一部を改正する規則

大和市重度身体障がい者訪問入浴サービス事業の実施に関する規則（平成19年大和市規則第38号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「調査の」を「調査した」に改め、同条第2項中「、訪問入浴サービスの支給が適当と決定したときは、当該サービスの支給決定回数、支給決定期間等」を「訪問入浴サービスの支給決定を受けた者（以下「受給者」という。）に対し、その支給回数及び支給期間」に、「に次」を「を、次に、」、申請者に通知する」を「申請者に交付する」に改め、同条第3項中「前項に規定する」を削り、「支給回数及び支給決定期間は、支給決定回数について」を「支給回数」に、「支給決定期間について」を「支給期間」に改める。

第6条第1項中「訪問入浴サービスの支給決定を受けた者（以下「受給者」という。）」を「受給者」に、「の変化、」を「に変化があったとき、又は」に改め、「訪問入浴サービス受給者事項変更届兼支給変更申請書」の次に「その他市長が必要と認める書類」を加える。

第7条中「第5条第3項の規定により支給決定の期間」を「第5条第2項の支給期間」に、「訪問入浴サービス」を「、訪問入浴サービス」に、「者は、第4条に規定する申請を再び行うものとする」を「ものに係る同条第1項の規定による支給決定の更新の手続については、第4条及び第5条の規定を準用する」に改め、同条ただし書を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、市長が必要があると認める者を除き、第4条第1号に掲げる健康診断書の添付は要しない。

第9条第1項中「第5条第2項第1号から第3号までに規定する」を「第5条第2項各号に掲げる」に改め、同条第2項中「第16条第1項」を「第15条第1項」に改める。

第12条第3項中「登録した事業者（以下「登録事業者」という。）」を「登録事業者」に改める。

第13条を削り、第14条を第13条とし、第15条を第14条とする。

第16条第4項中「支払い」を「支払」に改め、同条を第15条とし、第17条を第16条とし、

第18条から第21条までを1条ずつ繰り上げる。

第22条第1項中「き損」を「毀損」に改め、同条を第21条とし、第23条を第22条とし、第24条を第23条とし、第25条を第24条とする。

第26条の見出しを「(委任)」に改め、同条を第25条とする。

別表中「第25条」を「第24条」に改め、同表関係条文の欄中

|                      |
|----------------------|
| 第3条、第4条、第5条<br>及び第9条 |
| 第4条、第5条及び第9<br>条     |
| 第4条、第5条及び第9<br>条     |
| 第5条                  |
| 第5条及び第9条             |

|                          |   |      |    |      |   |      |       |
|--------------------------|---|------|----|------|---|------|-------|
| 第3条、第4条、第5<br>条、第7条及び第9条 | を | 第14条 | に、 | 第13条 | を | 第14条 | に改める。 |
| 第4条、第5条、第7条<br>及び第9条     |   | 第15条 |    | 第15条 |   |      |       |
| 第4条、第5条、第7条<br>及び第9条     |   | 第16条 |    | 第15条 |   |      |       |
| 第5条及び第7条                 |   | 第16条 |    | 第15条 |   |      |       |
| 第5条、第7条及び第9<br>条         |   | 第19条 |    | 第18条 |   |      |       |
|                          |   | 第24条 |    | 第23条 |   |      |       |

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。